



令和5年7月28日

担当課	デジタル推進課
担当者	中井、中村、大友
電話	(073) 435 - 1023
内線	2633

生成AIガイドラインの策定について

ChatGPTなどの生成AIを利用することで業務の効率化や市民の利便性の向上につなげることができるよう、市職員が貸与されているインターネットに接続可能な業務端末で生成AIを利用するにあたり、留意すべき事項や業務における活用例を示したガイドライン（案）をとりまとめました。

つきましては、次のとおり、ガイドラインの策定に係る検討会を開催しますのでお知らせします。

1 開催日時

令和5年8月2日（水） 午前9時15分

2 開催場所

本庁舎4階 庁議室

3 出席者

市長、副市長、公営企業管理者、教育長、理事、各局長、デジタル推進課

生成AI利用ガイドライン（案）のポイント

・対象とする生成AI

ChatGPT、Bing AI、Bardなどの約款による外部サービス

・利用する際の注意を規定

業務用のアカウントを取得すること（私的アカウントでの利用禁止） など

・データ入力に際して禁止される事項を規定

生成AIに個人情報などの重要情報を入力することを禁止

・生成物を利用するに際して注意すべき事項を規定

生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを自ら確認することや、生成物が既存著作物等に類似しないかの調査を行うこと など

・生成AIの活用例

- ・会話形式でのQAにより、庁内の簡単な問合せを削減
- ・記事や議事録など長い文章の要約・校正
- ・文章作成にあたっての下書きの生成
- ・Excel関数やマクロなどプログラム文の生成
- ・画像への要素の追加や削除等の画像生成 など